



# 島 根 県 報

平成28年12月 8 日 (木)  
号外 第 184 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	5
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	44
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 )	59
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	73
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(企業局総務課)	74
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(病 院 局)	75
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	76

## 公布された条例等のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第50号）

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）

## 1 条例の概要

## (1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の給料表を人事委員会の勧告どおり改正することとした。

## (2) 初任給調整手当の支給月額の限度額の改正（条例第50号に限る。）

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	413,300円	413,800円
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,500円	50,600円

## (3) 扶養手当の改正

ア 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則又は教育委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）については、3,500円）とし、子に係る手当の月額を1人につき10,000円とすることとした。

イ 行8級職員等に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を3,500円とすることとした。

ウ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止することとした。

エ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則又は教育委員会規則で定める職員（以下「行9級職員等」という。）に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととした。

オ その他規定の整備

## (4) 勤勉手当の支給割合の改正

## ア 平成28年度

## (7) (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の75	100分の80
特定管理職員	12月	100分の95	100分の100

## (イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の40	100分の45
特定管理職員	12月	100分の50	100分の55

## イ 平成29年度以降

## (7) (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の75	100分の77.5
	12月	100分の80	100分の77.5
特定管理職員	6月	100分の95	100分の97.5
	12月	100分の100	100分の97.5

## (イ) 再任用職員等

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の40	100分の42.5
	12月	100分の45	100分の42.5
特定管理職員	6月	100分の50	100分の52.5
	12月	100分の55	100分の52.5

- (5) 第1号任期付研究員及び特定任期付職員について、公布の日の属する月の翌月（公布の日が月の初日であるときは、その月）の給料の額において所要の調整措置を行うこととした（条例第50号に限る。）。
- (6) 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額については、次に掲げる額とするものとした。

扶 養 親 族		平成29年度	平成30年度	平成31年度
配偶者	行8級職員等及び行9級職員等以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
	行8級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
	行9級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
子		8,000円	10,000円	10,000円
父母等	行8級職員等及び行9級職員等以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円
	行8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	行9級職員等	6,500円	6,500円	3,500円

- (7) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
任期付研究員及び任期付職員の給料表の改正に伴う規定の整理（条例第50号に限る。）

## 2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)（1の(5)に係る部分に限る。）、(5)及び(7)については公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、1の(3)、(4)のイ及び(6)については平成29年4月1日から施行することとした。
- (2) 1の(1)（1の(5)に係る部分を除く。）及び(2)については平成28年4月1日から、1の(4)のアについては平成28年12月1日から適用することとした。

### ◇特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第53号）

#### 1 条例の概要

期末手当の支給割合の改正（第2条関係）

##### (1) 平成28年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の160	100分の165

##### (2) 平成29年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の140	100分の145
12月	100分の165	100分の160

#### 2 施行期日等

- 公布の日から施行し、1の(1)については、平成28年12月1日から適用することとした。ただし、1の(2)については、平成29年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

## 1 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当するものとして管理者が定める企業局職員に対しては、扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととした。（第6条関係）
- (2) 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、(1)を適用せず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に規定する扶養手当の額を基準として管理者が定めるものとする事とした。

## 2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

## 1 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当するものとして管理者が定める病院局職員に対しては、扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととした。（第7条関係）
- (2) 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、(1)を適用せず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に規定する扶養手当の額を基準として管理者が定めるものとする事とした。

## 2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

## ◇議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第56号）

## 1 条例の概要

期末手当の支給割合の改正（第7条関係）

## (1) 平成28年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の160	100分の165

## (2) 平成29年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の140	100分の145
12月	100分の165	100分の160

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、1の(1)については、平成28年12月1日から適用することとした。ただし、1の(2)については、平成29年4月1日から施行することとした。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 50 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「413,300円」を「413,800円」に改め、同項第 2 号中「50,500円」を「50,600円」に改める。

第15条の 8 第 2 項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の95」を「100分の100」に、「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	142,407	192,792	229,199	262,588	288,736	319,510	363,862	409,621	460,208
	2	143,513	194,602	230,808	264,499	290,949	321,723	366,477	412,035	463,325
	3	144,720	196,413	232,316	266,309	293,262	324,036	368,991	414,549	466,343
	4	145,826	198,223	233,925	268,421	295,374	326,249	371,606	416,963	469,360
	5	146,932	199,832	235,434	270,231	297,385	328,461	373,617	418,874	472,377
	6	148,039	201,642	237,144	272,142	299,698	330,473	376,131	421,187	475,394
	7	149,145	203,453	238,652	274,053	302,011	332,685	378,444	423,299	478,411
	8	150,251	205,263	240,261	276,165	304,224	334,898	380,959	425,511	481,529
	9	151,357	206,973	241,669	278,277	306,336	337,010	383,473	427,523	484,244
	10	152,765	208,783	243,178	280,288	308,649	339,222	386,188	429,635	487,362
	11	154,073	210,593	244,787	282,400	310,861	341,334	388,803	431,747	490,379
	12	155,380	212,403	246,195	284,411	313,174	343,547	391,519	433,858	493,496
	13	156,688	213,811	247,703	286,423	315,286	345,457	393,932	435,568	496,212
	14	158,196	215,622	249,212	288,535	317,398	347,469	396,245	437,378	498,525
	15	159,705	217,331	250,519	290,546	319,611	349,581	398,458	439,390	500,838
	16	161,314	219,142	251,927	292,558	321,723	351,592	400,872	441,401	503,151
	17	162,621	220,851	253,436	294,569	323,835	353,402	402,682	443,312	505,263
	18	164,130	222,561	255,146	296,580	325,846	355,414	404,693	445,122	506,671
	19	165,638	224,170	256,855	298,692	327,958	357,224	406,604	446,933	508,180
	20	167,147	225,779	258,666	300,704	329,970	359,135	408,414	448,642	509,588
	21	168,555	227,288	260,275	302,715	331,881	361,146	410,325	450,453	510,795
	22	171,270	228,997	262,085	304,827	333,992	363,057	412,135	451,961	512,203
	23	173,885	230,607	263,795	306,839	336,004	365,069	413,946	453,369	513,711
	24	176,500	232,216	265,504	308,951	338,116	366,979	415,856	454,878	515,220
	25	179,215	233,523	267,516	310,761	339,624	368,991	417,667	456,286	516,326
	26	180,925	235,032	269,427	312,873	341,535	370,902	419,175	457,593	517,432
	27	182,635	236,440	271,237	314,985	343,446	372,913	420,684	458,900	518,639
	28	184,344	237,747	273,047	316,996	345,357	374,924	422,293	460,107	519,846
	29	185,853	239,054	274,757	318,907	347,067	376,433	423,902	461,113	520,852
	30	187,663	240,261	276,668	320,918	348,977	378,243	425,209	461,817	521,757
	31	189,473	241,267	278,578	323,030	350,888	380,054	426,517	462,622	522,662
	32	191,183	242,474	280,288	325,142	352,698	381,663	427,724	463,325	523,567
	33	192,792	243,781	281,998	326,550	354,609	383,473	428,931	464,029	524,371
	34	194,301	244,988	283,909	328,562	356,420	384,881	430,238	464,834	525,277
	35	195,809	246,195	285,719	330,473	358,230	386,389	431,545	465,538	525,981
	36	197,318	247,502	287,630	332,584	359,940	387,999	432,752	466,141	526,483
	37	198,625	248,407	289,239	334,495	361,348	389,407	433,959	466,644	527,187

	38	199,933	249,815	290,949	336,406	362,655	390,613	434,764	467,248	527,791
	39	201,240	251,223	292,759	338,418	364,063	391,820	435,568	467,851	528,595
	40	202,547	252,732	294,569	340,328	365,471	392,926	436,373	468,455	529,199
	41	203,855	254,140	296,279	342,239	366,778	394,033	436,976	468,957	529,702
	42	205,162	255,548	297,988	344,150	367,683	395,240	437,680	469,460	
	43	206,470	256,956	299,598	345,960	368,790	396,446	438,384	469,863	
	44	207,777	258,263	301,207	347,871	369,896	397,553	439,088	470,164	
	45	208,984	259,470	302,916	349,380	370,701	398,257	439,893	470,466	
	46	210,291	260,778	304,626	350,788	371,606	398,961	440,697		
	47	211,599	262,185	306,235	352,296	372,511	399,665	441,100		
	48	212,906	263,493	307,945	353,805	373,416	400,369	441,804		
	49	214,012	264,800	309,051	355,414	374,321	400,972	442,306		
	50	215,119	265,907	310,560	356,218	375,126	401,576	442,709		
	51	216,124	267,214	312,068	357,425	375,930	402,078	443,111		
	52	217,231	268,521	313,677	358,431	376,735	402,481	443,513		
	53	218,337	269,527	315,286	359,336	377,439	402,883	443,915		
	54	219,343	270,633	316,896	360,442	378,143	403,185	444,318		
	55	220,248	271,941	318,505	361,348	378,847	403,486	444,720		
	56	221,254	273,248	320,013	362,454	379,551	403,788	445,022		
	57	221,857	274,354	321,522	363,359	380,054	404,090	445,323		
	58	222,762	275,360	322,729	364,063	380,657	404,391	445,726		
	59	223,567	276,366	323,935	364,767	381,260	404,693	446,027		
	60	224,472	277,472	325,142	365,471	381,964	404,995	446,329		
再任	61	225,176	278,679	325,846	365,873	382,367	405,297	446,631		
用職	62	226,181	279,685	326,751	366,477	383,071	405,598			
員以	63	226,986	280,590	327,556	367,181	383,674	405,900			
外の	64	227,891	281,596	328,361	367,885	384,277	406,202			
職員	65	228,595	282,299	329,266	368,186	384,680	406,503			
	66	229,400	283,205	329,668	368,890	385,283	406,805			
	67	230,305	283,909	330,372	369,594	385,887	407,107			
	68	231,411	284,814	331,177	370,298	386,490	407,409			
	69	232,115	285,819	331,981	370,600	386,892	407,610			
	70	232,819	286,624	332,685	371,203	387,395	407,911			
	71	233,422	287,429	333,389	371,907	387,898	408,213			
	72	234,227	288,233	334,093	372,511	388,501	408,515			
	73	235,032	289,038	334,596	372,812	388,803	408,716			
	74	235,736	289,541	335,199	373,416	389,205	409,018			
	75	236,440	289,943	335,702	374,120	389,608	409,319			
	76	237,043	290,446	336,306	374,723	390,010	409,521			
	77	237,747	290,546	336,607	375,126	390,312	409,722			
	78	238,552	290,949	337,110	375,628	390,613	410,023			
	79	239,356	291,150	337,512	376,232	390,915	410,325			
	80	240,060	291,552	338,015	376,735	391,217	410,526			

81	240,764	291,753	338,418	377,238	391,418	410,727
82	241,468	291,954	338,920	377,841	391,720	411,029
83	242,172	292,356	339,423	378,344	392,021	411,331
84	242,876	292,658	339,926	378,646	392,223	411,532
85	243,479	292,960	340,228	379,048	392,424	411,733
86	244,183	293,262	340,630	379,551	392,725	
87	244,887	293,563	341,133	379,953	393,027	
88	245,591	293,966	341,535	380,355	393,228	
89	246,295	294,267	341,837	380,758	393,429	
90	246,798	294,670	342,239	381,260	393,731	
91	247,201	294,971	342,742	381,663	394,033	
92	247,703	295,374	343,144	382,065	394,234	
93	248,005	295,474	343,345	382,367	394,435	
94		295,675	343,748			
95		296,078	344,251			
96		296,480	344,653			
97		296,681	344,753			
98		296,983	345,256			
99		297,385	345,659			
100		297,787	345,960			
101		297,988	346,262			
102		298,290	346,664			
103		298,692	347,067			
104		298,994	347,469			
105		299,195	347,972			
106		299,497	348,374			
107		299,899	348,776			
108		300,201	349,179			
109		300,402	349,681			
110		300,804	350,084			
111		301,207	350,385			
112		301,508	350,687			
113		301,609	351,190			
114		301,911				
115		302,212				
116		302,615				
117		302,816				
118		303,017				
119		303,319				
120		303,620				
121		304,023				
122		304,224				
123		304,525				
124		304,827				



	125		305,129							
再任用職員		187,965	215,622	255,850	275,360	290,546	316,091	358,029	391,317	442,709

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 4 項に規定する職員を除く。

## 別表第 2 (第 3 条関係)

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	165,839	181,629	208,280	248,508	292,457	319,108	347,871	382,869	424,405
	2	167,549	183,439	210,291	250,318	294,468	321,321	350,084	385,082	426,215
	3	169,359	185,249	212,303	252,128	296,580	323,634	352,397	387,194	428,126
	4	171,069	187,060	214,314	253,939	298,894	325,746	354,609	389,306	430,037
	5	172,578	188,971	216,326	255,648	300,704	328,059	356,621	391,116	431,445
	6	174,488	191,284	218,337	257,459	302,916	330,271	358,733	393,128	433,154
	7	176,299	193,597	220,348	259,068	305,028	332,584	360,945	394,938	434,764
	8	178,210	195,910	222,259	260,778	307,241	334,797	363,158	396,748	436,272
	9	179,919	198,122	224,371	262,185	309,252	336,708	365,069	398,558	437,881
	10	181,629	200,737	226,181	263,795	311,465	339,021	367,281	400,570	439,591
	11	183,339	203,251	227,992	265,102	313,778	341,234	369,393	402,581	441,200
	12	185,048	205,766	229,802	266,409	315,890	343,547	371,606	404,693	442,809
	13	186,959	208,079	231,713	268,019	318,002	345,558	373,617	406,403	443,915
	14	189,071	209,889	233,624	269,427	320,315	347,670	375,729	408,515	445,525
	15	191,183	211,699	235,534	270,533	322,527	349,883	377,942	410,526	447,335
	16	193,295	213,510	237,445	271,840	324,740	351,995	380,054	412,638	449,145
	17	195,508	215,420	239,054	272,846	326,651	354,207	381,763	414,348	450,754
	18	197,921	217,331	240,865	274,254	328,964	356,218	383,775	416,058	452,565
	19	200,335	219,242	242,675	275,662	331,076	358,330	385,685	417,767	454,375
	20	202,749	221,052	244,485	277,070	333,389	360,442	387,697	419,376	456,084
	21	205,263	222,762	246,094	278,377	335,400	362,353	389,507	421,086	457,694
	22	207,073	224,572	247,502	279,785	337,412	364,365	391,619	422,695	459,403
	23	208,883	226,383	248,709	281,093	339,524	366,376	393,731	424,103	461,012
	24	210,694	228,193	250,017	282,601	341,535	368,488	395,742	425,612	462,823
	25	212,604	229,903	251,324	283,808	343,547	370,298	397,452	426,919	464,331
	26	214,415	231,612	252,631	285,719	345,659	372,310	399,464	428,327	465,739
	27	216,225	233,322	253,939	287,730	347,670	374,321	401,576	429,836	467,248
	28	217,935	235,032	255,146	289,742	349,681	376,332	403,687	431,445	468,555
	29	219,846	236,440	256,352	291,653	351,693	378,243	405,196	432,752	469,762
	30	221,656	238,250	257,459	293,664	353,805	380,355	407,006	434,462	470,466
	31	223,466	240,060	258,766	295,474	355,816	382,467	408,716	436,172	471,170
	32	225,276	241,870	259,872	297,385	357,928	384,479	410,426	437,781	471,874
	33	226,986	243,278	260,576	299,195	359,537	386,389	412,135	439,189	472,377
	34	228,696	244,787	261,783	301,006	361,549	388,501	413,644	440,898	473,181
	35	230,405	246,094	262,889	302,916	363,459	390,613	415,253	442,608	473,885
	36	232,115	247,502	264,096	304,727	365,571	392,524	416,762	444,217	474,489
	37	233,523	248,810	265,001	306,537	367,482	394,234	418,069	445,625	474,790

	38	235,333	250,117	266,208	308,448	369,594	395,742	419,578	446,329	475,394
	39	237,144	251,324	267,214	310,359	371,606	397,050	421,086	447,033	475,897
	40	238,954	252,531	268,220	312,068	373,617	398,458	422,595	447,737	476,400
	41	240,362	253,738	269,427	313,979	375,628	399,665	424,103	448,139	476,902
	42	241,770	254,944	270,835	315,789	377,740	400,771	425,411	448,743	477,305
	43	243,077	256,051	272,142	317,700	379,852	401,777	426,718	449,447	477,707
	44	244,284	257,157	273,349	319,611	381,864	402,782	427,925	450,050	478,109
	45	245,591	258,062	274,455	321,321	383,573	403,989	428,931	450,855	478,411
	46	246,698	259,168	275,964	323,231	385,283	405,196	429,635	451,559	
	47	247,703	260,275	277,472	325,142	386,892	406,302	430,439	452,062	
	48	248,609	261,482	279,081	326,953	388,602	407,509	431,244	452,565	
	49	249,514	262,387	280,892	328,562	390,010	408,817	431,747	453,067	
	50	250,620	263,593	282,601	330,171	391,016	409,621	432,149	453,369	
	51	251,827	264,599	284,311	331,679	392,021	410,426	432,551	453,671	
	52	252,933	265,705	285,819	333,389	393,027	411,130	432,853	454,073	
	53	253,738	266,912	287,328	334,998	394,334	411,633	433,154	454,475	
	54	254,944	267,918	289,138	336,708	395,441	412,337	433,557	454,676	
	55	255,850	269,326	290,848	338,518	396,547	413,040	433,858	454,978	
	56	257,056	270,533	292,558	340,328	397,754	413,644	434,160	455,179	
	57	258,062	271,539	294,167	341,435	399,061	414,348	434,462	455,582	
	58	259,068	273,148	295,876	343,144	399,866	414,750	434,764	455,783	
	59	259,872	274,556	297,687	344,753	400,670	415,354	435,065	455,984	
	60	260,878	276,165	299,497	346,363	401,374	415,957	435,367	456,185	
	61	261,984	277,774	300,905	347,972	401,877	416,359	435,669	456,587	
	62	262,990	279,383	302,715	349,681	402,581	416,963	435,970		
	63	264,096	280,992	304,525	351,391	403,285	417,466	436,272		
	64	265,001	282,501	306,235	353,101	403,989	417,968	436,574		
	65	266,108	284,009	307,744	354,710	404,291	418,471	436,876		
	66	267,315	285,417	309,453	356,319	404,995	419,075	437,177		
	67	268,521	286,926	310,962	357,928	405,699	419,477	437,479		
	68	269,829	288,334	312,672	359,537	406,302	419,980	437,781		
	69	271,036	289,943	314,180	360,744	406,705	420,382	437,982		
	70	272,444	291,451	315,588	362,152	407,207	420,684	438,284		
再任	71	273,852	293,060	317,097	363,459	407,811	420,986	438,585		
用職	72	275,159	294,670	318,605	364,867	408,314	421,287	438,887		
員以	73	276,466	295,876	319,510	366,074	408,817	421,589	439,088		
外の	74	277,874	297,284	321,120	367,281	409,219	421,891	439,390		
職員	75	279,282	298,793	322,628	368,589	409,722	422,192	439,692		
	76	280,489	300,302	324,338	369,896	410,225	422,494	439,993		
	77	281,696	301,408	326,148	371,203	410,727	422,695	440,194		
	78	282,903	302,916	327,858	372,410	411,230	422,997	440,496		
	79	284,110	304,224	329,467	373,617	411,834	423,299	440,798		
	80	285,216	305,732	331,076	374,824	412,337	423,600	441,100		

81	286,322	307,140	332,786	376,031	412,739	423,801	441,301
82	287,529	308,548	334,495	377,238	413,342	424,103	441,602
83	288,837	309,856	336,104	378,344	413,845	424,405	441,904
84	290,144	311,264	337,814	379,551	414,046	424,606	442,206
85	291,351	312,370	339,222	380,657	414,348	424,807	442,407
86	292,558	313,878	340,731	381,260	414,851	425,109	
87	293,664	315,186	342,239	381,763	415,152	425,411	
88	294,871	316,694	343,748	382,367	415,454	425,612	
89	295,977	318,203	345,055	382,970	415,756	425,813	
90	297,184	319,712	346,262	383,573	416,158	426,115	
91	298,290	321,120	347,569	384,177	416,560	426,416	
92	299,497	322,628	348,877	384,780	416,963	426,617	
93	300,201	323,935	350,285	385,082	417,264	426,819	
94	301,508	325,243	351,793	385,585			
95	302,615	326,651	353,302	386,188			
96	303,922	327,958	354,810	386,691			
97	305,028	329,165	356,118	387,093			
98	306,235	330,473	357,325	387,496			
99	307,442	331,780	358,431	388,099			
100	308,649	333,087	359,638	388,602			
101	309,856	334,495	360,744	389,004			
102	310,861	335,400	361,850	389,507			
103	311,968	336,507	362,957	390,111			
104	312,973	337,714	364,163	390,613			
105	313,778	338,820	365,370	390,915			
106	314,381	339,926	365,873	391,317			
107	314,985	340,932	366,477	391,820			
108	315,689	342,038	367,080	392,122			
109	316,192	343,245	367,683	392,424			
110	316,694	344,251	368,186	392,926			
111	317,197	345,256	368,689	393,429			
112	317,801	346,161	369,192	393,932			
113	318,605	347,067	369,594	394,234			
114	319,309	347,972	369,997	394,737			
115	320,013	348,977	370,600	395,240			
116	320,717	349,983	371,103	395,742			
117	321,321	350,989	371,505	396,044			
118	322,125	351,492	372,008	396,547			
119	322,829	352,095	372,611	397,050			
120	323,634	352,698	373,114	397,553			
121	324,237	353,000	373,215	397,955			
122	324,539	353,402	373,818	398,458			
123	325,042	353,905	374,321	398,860			
124	325,545	354,308	374,723	399,363			

	125	325,846	354,710	375,226	399,765					
	126		355,112	375,729						
	127		355,615	376,232						
	128		356,017	376,735						
	129		356,420	377,036						
	130		356,822	377,539						
	131		357,224	378,042						
	132		357,626	378,545						
	133		357,828	378,847						
	134		358,330	379,350						
	135		358,733	379,752						
	136		359,034	380,154						
	137		359,336	380,456						
	138		359,738	380,959						
	139		360,241	381,462						
	140		360,744	381,964						
	141		361,046	382,266						
	142		361,549							
	143		362,052							
	144		362,554							
	145		362,856							
再任 用職 員		242,071	253,838	257,962	289,440	306,034	320,214	343,949	379,249	411,029

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第 3 (第 3 条関係)

## 海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,927	224,874	269,225	318,505	355,716
	2	146,932	227,087	271,036	320,516	358,029
	3	148,039	229,098	272,846	322,628	360,241
	4	149,044	231,210	274,656	324,740	362,755
	5	150,050	233,221	275,964	326,953	364,968
	6	151,357	235,333	277,874	328,863	368,086
	7	152,665	237,445	279,685	330,473	371,304
	8	153,972	239,557	281,495	332,182	374,220
	9	155,078	241,770	283,003	333,791	377,137
	10	157,190	243,681	285,518	336,104	380,255
	11	159,101	245,591	287,730	338,418	383,372
	12	160,912	247,502	289,943	340,932	386,389
	13	163,023	249,413	292,558	343,044	389,306
	14	165,035	251,324	295,172	345,357	392,021
	15	166,845	253,134	297,385	347,670	394,837
	16	168,756	255,045	299,799	350,084	397,553
	17	170,868	256,755	302,112	352,497	400,369
	18	173,181	258,666	304,324	355,012	402,380
	19	175,695	260,576	306,537	357,425	404,391
	20	178,008	262,487	308,649	359,839	406,503
	21	180,422	263,996	310,660	362,253	408,213
	22	182,936	265,605	311,867	364,666	410,124
	23	185,350	267,113	312,973	366,879	412,035
	24	187,965	268,622	314,180	369,192	414,046
	25	190,177	270,131	315,488	371,505	415,655
	26	192,591	271,740	317,097	373,919	417,264
	27	195,005	273,148	318,605	376,332	419,075
	28	197,519	274,656	320,214	378,646	420,784
	29	200,033	276,064	321,522	380,758	421,891
	30	202,648	277,472	323,131	382,869	423,500
	31	205,363	278,880	324,740	385,082	425,008
	32	207,978	280,087	326,450	387,194	426,617
	33	210,392	281,093	328,059	389,105	428,227
	34	213,107	282,501	329,668	390,815	429,534
	35	215,823	283,607	330,975	392,524	430,841
	36	218,538	284,914	332,484	394,334	432,048
	37	221,153	285,920	333,992	396,044	433,255

	38	222,762	287,127	335,602	397,452	434,261
	39	224,371	287,931	337,211	398,961	435,266
	40	225,980	288,937	338,619	400,469	436,272
	41	227,489	290,043	340,127	401,173	436,674
	42	228,997	291,049	341,535	402,481	437,278
	43	230,506	291,954	343,044	403,687	437,982
	44	231,813	292,658	344,552	405,095	438,686
	45	233,422	293,563	345,960	406,503	439,289
	46	234,529	294,770	347,368	407,911	439,591
	47	235,635	295,876	348,776	409,319	440,194
	48	236,741	297,284	350,184	410,627	440,798
再任 用職 員以 外の 職員	49	237,948	298,692	351,291	411,934	441,200
	50	238,853	299,799	352,698	412,839	441,904
	51	239,758	300,905	354,106	413,744	442,608
	52	240,664	301,810	355,514	414,650	443,312
	53	241,368	302,916	356,922	414,851	443,915
	54	242,172	303,922	358,330	415,253	444,619
	55	242,977	305,028	359,638	415,756	445,323
	56	243,882	305,933	361,046	416,259	445,927
	57	244,887	307,140	361,850	416,661	446,329
	58	245,793	308,247	363,057	416,862	447,033
	59	246,698	309,353	364,163	417,466	447,737
	60	247,603	310,459	365,471	417,968	448,441
	61	248,407	311,163	366,577	418,371	448,843
62	249,313	311,867	367,181	418,974	449,145	
63	250,117	312,672	367,683	419,578	449,447	
64	251,022	313,476	368,287	420,181	449,749	
65	251,425	313,979	368,689	420,784	449,950	
66	252,128	314,683	369,192	421,388	450,251	
67	252,732	315,286	369,695	421,891	450,553	
68	253,335	315,890	370,198	422,494	450,855	
69	253,536	316,694	370,399	423,097	451,056	
70	254,140		370,701	423,600	451,358	
71	254,542		371,103	424,204	451,659	
72	255,246		371,405	424,807	451,861	
73	255,548		371,907	425,310	452,062	
74	256,252		372,109	425,913		
75	256,654		372,611	426,416		
76	257,258		373,114	427,020		
77	257,861		373,516	427,523		
78	258,364		374,019	428,126		
79	258,867		374,522	428,830		
80	259,470		375,025	429,433		

81	259,872		375,528	429,735	
82	260,275		375,930	430,339	
83	260,476		376,433	431,043	
84	260,979		376,936	431,646	
85	261,280		377,338	432,048	
86			377,841	432,551	
87			378,243	433,255	
88			378,746	433,959	
89			379,249	434,160	
90			379,752		
91			380,255		
92			380,758		
93			381,059		
94			381,462		
95			381,964		
96			382,367		
97			382,869		
98			383,171		
99			383,674		
100			384,076		
101			384,680		
再任用職員	220,751	250,922	280,489	321,421	350,385

備考 この表は、試験船、実習船等に乗りに組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## 別表第 4 (第 3 条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,507	192,490	279,584	331,378	389,909
	2	143,613	195,105	281,998	333,590	392,826
	3	144,820	197,519	284,411	335,803	395,541
	4	145,927	199,933	286,825	337,814	398,357
	5	147,033	202,447	289,138	339,725	400,570
	6	148,340	204,760	291,351	341,837	403,285
	7	149,648	207,073	293,362	343,949	406,001
	8	150,955	209,286	295,374	345,960	408,716
	9	152,061	211,398	297,586	347,871	411,331
	10	153,771	213,711	300,201	349,883	413,946
	11	155,380	216,225	302,816	351,995	416,661
	12	156,989	218,538	305,632	354,006	419,477
	13	158,498	220,751	307,844	356,017	422,092
	14	160,409	223,164	310,459	357,928	424,807
	15	162,319	225,578	312,973	359,738	427,623
	16	164,331	227,992	315,789	361,649	430,339
	17	166,141	230,305	318,404	363,560	432,853
	18	168,354	233,121	320,617	365,471	435,468
	19	170,566	236,037	322,829	367,382	437,982
	20	172,678	238,954	324,941	369,393	440,597
	21	174,891	241,468	327,254	371,002	443,111
	22	177,304	244,183	329,266	373,014	445,726
	23	179,618	246,698	331,277	374,824	448,341
	24	181,931	249,413	333,288	376,735	450,855
	25	184,043	252,128	335,400	378,243	453,067
	26	186,255	254,542	337,311	379,953	455,380
	27	188,367	256,855	339,122	381,864	457,895
	28	190,479	259,068	341,032	383,775	460,409
	29	192,591	261,783	342,943	385,585	462,923
	30	194,401	263,996	344,653	387,496	465,437
	31	196,212	265,907	346,161	389,407	467,952
	32	197,921	268,019	347,871	391,317	470,466
	33	199,732	269,929	349,279	392,926	472,779
	34	201,642	271,941	350,687	394,737	475,193
	35	203,553	274,053	352,196	396,346	477,606
	36	205,464	275,964	353,704	398,156	480,121
	37	207,174	277,874	355,012	399,363	482,534

	38	209,085	279,383	356,420	400,872	485,049
	39	210,995	280,590	357,727	402,280	487,462
	40	212,906	282,098	359,135	403,687	489,977
	41	214,817	283,506	359,940	405,095	492,290
	42	216,728	284,512	361,046	406,403	494,502
	43	218,639	285,518	362,253	407,911	496,715
	44	220,550	286,523	363,359	409,521	498,927
	45	222,259	287,227	364,566	410,929	500,637
	46	224,170	288,434	365,773	412,135	502,146
	47	225,980	289,641	367,080	413,744	503,755
	48	227,791	290,848	368,186	415,354	505,263
	49	229,500	292,256	369,293	416,661	506,973
	50	231,311	293,563	370,600	418,069	508,381
	51	233,020	294,670	371,907	419,578	509,789
	52	234,730	295,776	373,215	420,986	511,297
	53	236,238	296,983	373,919	422,394	512,404
	54	238,049	298,190	374,924	423,801	513,610
	55	239,758	299,497	375,830	425,209	514,817
	56	241,368	300,603	376,835	426,617	516,024
	57	242,775	301,710	377,640	427,724	516,929
	58	243,982	302,816	378,444	429,031	517,935
	59	244,988	304,023	379,148	430,439	518,941
再任	60	246,094	305,229	379,852	431,747	519,946
用職	61	247,201	306,135	380,456	432,551	521,053
員以	62	248,307	307,241	381,160	433,456	521,958
外の	63	249,212	308,347	382,065	434,462	522,662
職員	64	250,318	309,453	382,970	435,367	523,366
	65	251,525	310,459	383,573	436,272	524,170
	66	252,631	311,565	384,378	437,077	524,975
	67	253,738	312,571	385,183	437,680	525,779
	68	254,643	313,577	385,987	438,485	526,584
	69	255,548	314,683	386,591	438,887	527,288
	70	256,956	315,689	387,295	439,490	528,093
	71	258,464	316,795	387,999	439,993	528,897
	72	259,872	317,901	388,703	440,496	529,702
	73	261,280	318,605	389,407	440,999	530,406
	74	262,688	319,611	390,010		
	75	264,096	320,717	390,613		
	76	265,203	321,824	391,317		
	77	266,309	322,930	392,021		
	78	267,516	323,935	392,625		
	79	268,823	324,841	393,228		
	80	269,929	325,746	393,832		

81	271,337	326,852	394,435		
82	272,645	327,657	395,038		
83	273,952	328,361	395,642		
84	275,159	329,165	396,245		
85	276,265	329,668	396,748		
86	277,372	330,171	397,251		
87	278,679	330,674	397,754		
88	279,886	331,177	398,458		
89	280,892	331,478	398,860		
90	282,098	331,981			
91	283,205	332,484			
92	284,411	332,987			
93	285,417	333,288			
94	286,423	333,691			
95	287,429	334,194			
96	288,434	334,696			
97	288,937	335,199			
98	289,842	335,702			
99	290,546	336,205			
100	291,451	336,708			
101	292,356	337,211			
102	293,060	337,714			
103	293,764	338,216			
104	294,468	338,719			
105	295,172	339,222			
106	295,675	339,624			
107	296,178	340,127			
108	296,681	340,530			
109	296,882	341,032			
110	297,284	341,435			
111	297,586	341,938			
112	297,888	342,340			
113	298,190	342,843			
114	298,491	343,245			
115	298,793	343,748			
116	299,095	344,150			
117	299,396	344,653			
118	299,799	345,055			
119	300,100	345,457			
120	300,503	345,860			
121	300,804	346,262			
再任 用職 員	217,935	259,370	284,311	326,953	385,786

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第 5 (第 3 条関係)

## 医 療 職 給 料 表

## ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700

	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
再任	48	378,700	447,600	501,400	555,700
用職	49	379,900	449,400	503,000	556,700
員以	50	380,900	451,100	504,300	557,600
外の	51	381,900	452,900	505,600	558,500
職員	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	

	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任 用職 員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,335	185,451	221,052	247,301	279,685	327,355	372,410
	2	148,743	187,060	222,661	248,709	281,696	329,366	375,126
	3	150,151	188,669	224,271	249,916	283,909	331,579	377,740
	4	151,558	190,278	225,880	251,324	286,021	333,791	380,456
	5	152,765	191,786	227,288	252,531	288,233	335,803	382,869
	6	154,576	193,396	228,897	253,738	290,345	338,015	385,585
	7	156,285	195,005	230,405	254,944	292,457	340,127	388,200
	8	157,995	196,513	232,014	256,051	294,569	342,340	390,915
	9	159,705	198,122	233,322	257,358	296,580	344,251	393,027
	10	161,414	199,832	234,830	258,364	298,793	346,363	395,340
	11	163,124	201,441	236,238	259,370	300,905	348,575	397,553
	12	164,934	203,151	237,445	260,375	303,117	350,687	399,765
	13	166,443	204,760	239,155	261,683	305,330	352,296	401,877
	14	168,354	206,369	240,563	263,191	307,241	354,308	403,889
	15	170,365	207,978	241,770	264,800	309,353	356,218	405,900
	16	172,276	209,587	243,178	266,309	311,364	358,230	408,012
	17	174,187	211,096	244,284	267,817	313,476	360,141	409,822
	18	176,098	212,705	245,491	269,628	315,488	362,152	411,834
	19	177,908	214,415	246,698	271,438	317,600	364,163	413,744
	20	179,819	216,124	247,905	273,248	319,712	366,175	415,856
	21	181,729	217,432	249,313	275,058	321,622	367,985	417,667
	22	183,238	218,940	250,318	276,869	323,634	369,997	419,276
	23	184,747	220,348	251,324	278,679	325,545	372,109	420,885
	24	186,255	221,857	252,430	280,389	327,556	374,220	422,394
	25	187,864	223,265	253,637	282,199	329,467	375,628	423,902
	26	189,373	224,673	255,045	284,110	331,378	377,439	425,209
	27	190,881	225,980	256,453	286,021	333,389	379,249	426,517
	28	192,289	227,288	257,962	287,831	335,400	380,959	427,824
	29	193,798	228,696	259,370	289,842	336,909	382,769	429,132
	30	195,105	230,104	261,079	291,653	338,719	384,277	430,339
	31	196,413	231,612	262,789	293,463	340,429	385,887	431,545
	32	197,720	233,020	264,398	295,374	342,239	387,596	432,652
	33	199,128	234,328	265,907	297,083	343,949	388,904	433,858
	34	200,536	235,635	267,717	298,793	345,759	390,211	435,065
	35	201,944	236,641	269,427	300,603	347,670	391,519	436,272
	36	203,352	237,948	271,136	302,413	349,480	392,725	437,479



	37	204,458	239,356	272,645	303,922	351,291	393,832	438,786
	38	205,766	240,664	274,354	305,632	353,000	395,038	439,591
	39	207,073	241,770	276,064	307,241	354,609	396,145	439,993
	40	208,381	243,077	277,673	308,850	356,319	397,251	440,697
	41	209,587	244,385	279,383	310,660	357,526	398,056	441,200
	42	210,794	245,591	280,992	312,370	358,632	398,860	441,602
	43	212,001	246,798	282,702	313,979	359,839	399,665	442,005
	44	213,208	247,905	284,411	315,689	361,046	400,469	442,407
	45	214,415	249,011	285,920	316,795	362,253	400,872	442,809
	46	215,521	250,419	287,630	318,203	363,057	401,475	443,211
	47	216,527	251,927	289,339	319,712	364,264	401,978	443,614
	48	217,633	253,335	290,949	321,321	365,370	402,380	443,915
	49	218,639	254,944	292,356	322,729	366,376	402,782	444,217
	50	219,644	256,352	293,966	324,036	367,382	403,084	444,619
	51	220,550	257,760	295,374	325,243	368,387	403,386	444,921
	52	221,555	259,068	296,983	326,550	369,393	403,687	445,223
	53	222,159	260,174	298,391	327,657	370,198	403,989	445,525
	54	223,064	261,582	299,899	328,662	371,002	404,291	
	55	223,768	262,990	301,307	329,769	371,907	404,593	
再任	56	224,773	264,297	302,816	330,774	372,812	404,894	
用職	57	225,477	265,303	304,023	331,277	373,315	405,196	
員以	58	226,383	266,611	305,229	332,182	374,120	405,498	
外の	59	227,087	267,918	306,436	332,987	374,924	405,799	
職員	60	227,891	269,225	307,844	333,892	375,729	406,202	
	61	228,796	270,131	309,152	334,696	376,131	406,403	
	62	229,601	271,337	310,359	334,998	376,835	406,705	
	63	230,506	272,645	311,666	335,602	377,539	407,006	
	64	231,612	273,952	312,873	336,306	378,243	407,308	
	65	232,216	274,958	314,281	336,909	378,646	407,509	
	66	233,020	276,064	315,085	337,613	379,249		
	67	233,825	277,070	315,890	338,317	379,953		
	68	234,629	278,176	316,694	339,021	380,556		
	69	235,333	279,282	317,298	339,725	380,959		
	70	236,037	280,288	318,002	340,228	381,462		
	71	236,741	281,394	318,706	340,831	381,964		
	72	237,345	282,501	319,309	341,435	382,467		
	73	238,049	283,305	320,013	341,736	383,071		
	74	238,853	284,009	320,214	342,340	383,573		
	75	239,658	284,512	320,818	342,843	384,177		
	76	240,362	285,317	321,421	343,446	384,780		
	77	240,965	286,121	322,025	343,949	385,283		
	78	241,569	286,725	322,527	344,452	385,786		
	79	242,172	287,328	323,030	344,955	386,289		

80	242,775	287,931	323,533	345,357	386,792		
81	243,077	288,635	324,137	345,659	387,093		
82	243,479	289,138	324,639	345,960	387,596		
83	243,882	289,541	325,042	346,363	387,999		
84	244,284	289,943	325,545	346,664	388,401		
85	244,686	290,144	326,047	347,167	388,803		
86		290,345	326,450	347,469			
87		290,546	326,651	347,771			
88		290,747	327,053	348,072			
89		291,150	327,455	348,475			
90		291,351	327,858	348,776			
91		291,552	328,260	349,179			
92		291,753	328,662	349,480			
93		292,155	328,964	349,883			
94		292,356	329,165	350,184			
95		292,558	329,567	350,486			
96		292,859	329,869	350,788			
97		293,262	330,070	351,089			
98		293,563	330,372	351,492			
99		293,764	330,674	351,894			
100		294,066	330,975	352,296			
101		294,368	331,177	352,799			
102		294,569	331,478	353,201			
103		294,770	331,881	353,604			
104		295,072	332,082	354,006			
105		295,374	332,182	354,509			
106			332,484				
107			332,886				
108			333,087				
109			333,288				
110			333,691				
111			334,093				
112			334,495				
113			334,696				
再任 用職 員	188,971	215,722	244,083	257,559	282,903	323,835	366,275

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,012	188,669	237,345	260,375	285,719	330,674	375,427
	2	162,420	190,781	239,155	261,381	287,529	332,786	378,042
	3	163,929	192,893	240,965	262,286	289,339	334,898	380,758
	4	165,337	194,904	242,775	263,392	291,250	337,110	383,372
	5	166,845	197,016	244,183	264,197	293,060	339,222	385,585
	6	168,354	199,329	245,491	265,203	294,871	341,334	387,999
	7	169,862	201,642	246,698	266,007	296,782	343,547	390,312
	8	171,371	203,955	248,005	267,013	298,592	345,659	392,625
	9	172,678	206,369	249,111	268,119	300,503	347,268	394,636
	10	174,388	207,777	250,218	268,924	302,413	349,279	396,748
	11	175,997	209,185	251,123	270,030	304,224	351,190	398,961
	12	177,606	210,593	252,028	271,237	306,135	353,201	401,274
	13	179,115	212,001	253,335	272,544	307,844	355,213	403,185
	14	181,126	213,510	254,442	273,852	309,453	357,325	405,196
	15	183,137	215,018	255,246	275,058	311,264	359,437	407,409
	16	185,149	216,225	256,252	276,567	313,074	361,448	409,621
	17	187,361	217,633	257,056	277,874	314,884	363,459	411,633
	18	189,473	219,142	257,962	279,282	316,493	365,471	413,845
	19	191,585	220,650	258,967	280,489	318,203	367,583	416,058
	20	193,697	222,159	259,872	281,897	319,913	369,695	418,170
	21	195,809	223,567	260,778	283,506	321,421	371,405	420,080
	22	198,022	225,276	261,783	285,115	322,930	373,516	421,991
	23	200,234	226,986	262,688	286,624	324,539	375,628	423,801
	24	202,447	228,696	263,694	288,032	326,047	377,640	425,712
	25	204,458	230,104	264,901	289,339	327,657	379,651	427,422
	26	205,766	231,813	266,208	291,150	329,065	381,260	429,031
	27	207,073	233,523	267,415	292,960	330,573	383,171	430,741
	28	208,381	235,233	268,723	294,670	332,182	385,082	432,350
	29	209,587	236,842	269,929	296,279	333,490	386,892	433,657
	30	210,794	238,250	271,438	297,888	334,998	388,602	434,965
	31	212,102	239,557	273,047	299,497	336,406	390,513	436,574
	32	213,308	240,664	274,455	301,207	337,915	392,323	438,082
	33	214,616	241,971	276,064	302,615	339,524	394,033	439,792
	34	215,923	243,077	277,573	304,123	341,032	395,742	441,401
	35	217,231	243,982	278,880	305,732	342,641	397,553	442,809
	36	218,538	245,089	280,188	307,341	344,150	399,262	444,217

37	219,946	246,195	281,797	308,850	345,860	400,872	445,323
38	221,354	247,301	283,205	310,258	347,469	402,581	446,631
39	222,661	248,206	284,713	311,767	348,977	404,391	447,938
40	224,069	249,313	286,121	313,376	350,587	406,202	449,346
41	225,075	250,017	287,730	314,985	351,793	407,710	450,352
42	226,483	250,922	289,239	316,393	353,302	409,219	451,056
43	227,891	251,827	290,747	317,801	354,810	410,727	451,861
44	229,299	252,732	292,356	319,309	356,218	412,035	452,464
45	230,506	253,536	293,664	320,315	357,828	413,141	453,369
46	231,914	254,542	295,072	321,723	358,833	414,247	454,073
47	233,221	255,447	296,580	323,131	360,342	415,354	454,878
48	234,529	256,453	298,089	324,639	361,649	416,560	455,682
49	235,635	257,459	299,396	325,746	363,057	417,868	456,386
50	236,741	258,666	300,704	327,154	364,465	418,974	457,090
51	237,747	259,872	302,011	328,461	365,773	420,181	457,794
52	238,853	261,079	303,419	329,769	367,181	421,287	458,599
53	239,960	262,185	304,928	331,177	368,689	422,494	459,403
54	241,066	263,694	306,235	332,584	369,896	423,500	460,208
55	242,071	265,102	307,643	333,992	371,002	424,606	460,912
56	243,077	266,510	309,051	335,300	372,209	425,712	461,616
57	243,982	268,119	310,057	336,205	373,315	426,819	462,420
58	244,988	269,728	311,264	337,512	374,220	427,321	
59	245,692	271,237	312,470	338,719	375,226	427,925	
60	246,698	272,745	313,878	340,027	376,232	428,327	
61	247,603	274,153	314,985	341,133	376,835	428,931	
62	248,609	275,662	316,292	342,038	377,640	429,433	
63	249,413	277,170	317,600	343,245	378,444	429,836	
64	250,419	278,478	318,806	344,552	379,249	430,339	
65	251,324	280,087	320,114	345,659	379,953	430,942	
66	252,330	281,596	321,421	346,865	380,657	431,344	
67	253,436	283,104	322,729	348,072	381,462	431,646	
68	254,341	284,613	324,036	349,179	382,166	431,948	
69	255,146	285,719	324,740	350,184	382,769	432,350	
70	256,252	287,227	325,846	351,190	383,372		
71	257,358	288,736	326,953	352,296	384,076		
72	258,565	290,144	327,858	353,402	384,680		
73	259,973	291,351	329,165	354,207	385,384		
74	261,280	292,759	329,869	355,313	385,887		
75	262,588	294,066	330,975	356,420	386,490		
76	263,795	295,374	332,182	357,526	386,993		
77	264,800	296,882	333,288	358,230	387,395		
78	265,907	298,190	334,495	359,034	387,999		
79	267,214	299,396	335,602	359,839	388,501		

再任 用職 員以 外の 職員	80	268,421	300,704	336,808	360,543	388,803
	81	269,527	301,408	337,915	361,146	389,105
	82	270,533	302,615	339,021	361,649	389,608
	83	271,639	303,721	340,027	362,253	390,010
	84	272,745	304,928	341,133	362,755	390,312
	85	273,550	306,034	342,038	363,359	390,613
	86	274,455	307,241	343,044	363,862	391,116
	87	275,561	308,448	343,949	364,465	391,619
	88	276,668	309,554	344,955	364,968	392,021
	89	277,673	310,861	345,960	365,370	392,323
	90	278,578	312,068	346,765	365,773	392,725
	91	279,484	313,275	347,569	366,376	393,228
	92	280,489	314,482	348,374	366,879	393,630
	93	281,495	315,286	348,977	367,181	394,033
	94	282,501	315,990	349,581	367,683	
	95	283,406	316,694	350,285	368,086	
	96	284,411	317,298	350,888	368,387	
	97	285,216	318,002	351,291	368,991	
	98	286,021	318,304	351,693	369,494	
	99	286,624	318,907	352,196	369,997	
	100	287,529	319,611	352,598	370,499	
	101	288,334	320,013	353,101	371,103	
102	289,138	320,617	353,503	371,606		
103	289,943	321,220	354,006	372,109		
104	290,747	321,824	354,408	372,511		
105	291,451	322,226	354,710	373,114		
106	291,954	322,729	355,213	373,617		
107	292,457	323,231	355,615	374,120		
108	292,960	323,734	355,917	374,623		
109	293,161	324,137	356,420	375,226		
110	293,463	324,539	356,922	375,628		
111	293,664	324,841	357,425	376,131		
112	294,066	325,142	357,928	376,634		
113	294,368	325,545	358,431	377,238		
114	294,569	325,947	358,934			
115	294,971	326,349	359,437			
116	295,273	326,651	359,839			
117	295,575	326,852	360,241			
118	295,876	327,154	360,644			
119	296,178	327,556	361,146			
120	296,580	327,757	361,649			
121	296,882	327,958	362,052			
122	297,284	328,260	362,554			

123	297,586	328,562	363,057
124	297,988	328,863	363,560
125	298,190	329,065	363,862
126	298,391	329,366	
127	298,692	329,769	
128	299,095	329,970	
129	299,296	330,070	
130	299,598	330,372	
131	300,000	330,774	
132	300,402	330,975	
133	300,603	331,277	
134	300,905	331,679	
135	301,307	332,082	
136	301,609	332,484	
137	301,810	332,786	
138	302,112	333,188	
139	302,514	333,590	
140	302,816	333,992	
141	303,017	334,294	
142	303,419	334,696	
143	303,821	334,998	
144	304,123	335,400	
145	304,224	335,702	
146	304,525	336,104	
147	304,827	336,507	
148	305,229	336,909	
149	305,431	337,211	
150	305,632	337,613	
151	305,933	338,015	
152	306,235	338,418	
153	306,637	338,719	
154	306,839		
155	307,040		
156	307,341		
157	307,643		
158	307,945		
159	308,247		
160	308,548		
161	308,951		
162	309,252		
163	309,554		
164	309,856		
165	310,258		

	166	310,560						
	167	310,861						
	168	311,163						
	169	311,565						
再任用職員		235,635	256,051	263,292	273,550	289,943	327,254	371,907

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行 9 級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第 8 条第 2 項中「みち」を「途」に改め、同項第 2 号中「22歳」を「満22歳」に改め、「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「22歳」を「満22歳」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「60歳」を「満60歳」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある孫

第 8 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行 8 級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき10,000円とする。

第 9 条第 1 項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行 9 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級職員等から行 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 1 号中「場合」の次に「（行 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等



としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、「至った場合」の次に「及び行 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「に扶養親族」の次に「（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行 9 級職員等から行 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「行 9 級職員等以外の職員から行 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改

定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 9 級職員等が行 9 級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 8 級職員等が行 8 級職員等及び行 9 級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行 9 級職員等以外のものが行 9 級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行 8 級職員等及び行 9 級職員等以外のものが行 8 級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第 15 条の 8 第 2 項中「100分の 80」を「100分の 77.5」に、「100分の 100」を「100分の 97.5」に、「100分の 45」を「100分の 42.5」に、「100分の 55」を「100分の 52.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中「395,515」を「396,245」に、「455,899」を「456,587」に改め、同条第 2 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	329,869
2	366,074
3	394,234

第 4 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	396,245
2	456,587
3	517,935
4	598,391
5	695,944
6	794,503

第 5 条第 4 項中「900,728円」を「900,101円」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中「373,374」を「374,120」に、「421,681」を「422,394」に改める。

第 6 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	374,120
2	422,394
3	473,684
4	535,032
5	610,459
6	713,041
7	833,725

第 7 条第 3 項中「900,728円」を「900,101円」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条、第 6 条並びに附則第 8 項及び第 13 項の規定はこの条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第 2 条及び附則第 9 項から第 11 項までの規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 15 条の 8 第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定、第 3 条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定、第 5 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定及び附則第 5 項から第 7 項までの規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定による改正後の給与条例第 15 条の 8 第 2 項の規定は平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正前の給与条例、第 3 条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第 5 条の規定による改正前の一般職

の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて、平成28年4月1日以後分として支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 平成28年4月1日(以下この項及び次項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成26年改正条例附則の規定の適用を受ける職員の給料の額の特例)

- 5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年島根県条例第51号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第6項の規定の適用を受ける職員(同項に規定する特定職員に限る。)で、第1条の規定による改正後の給与条例附則第9項本文の規定により定められる給料月額と平成26年改正条例附則第6項の規定により定められる給料の額との合計額が、第1条の規定による改正前の給与条例附則第9項本文の規定により定められる給料月額と平成26年改正条例附則第6項の規定により定められる給料の額との合計額に達しないこととなるものの同項の規定による給料の額は、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、その差額に相当する額を加えた額とする。

- 6 平成26年改正条例附則第8項の規定の適用を受ける職員について、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

- 7 平成26年改正条例附則第9項の規定の適用を受ける職員について、前2項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、人事委員

会規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第 9 項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

(この条例の公布の日の属する月の翌月に支給する給料に関する特例措置)

8 第 4 条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。)第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員(2号給以下の給料月額を受ける職員を除く。)若しくは同条第 4 項の規定の適用を受ける職員、第 6 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。)第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員(2号給以下の給料月額を受ける職員を除く。)若しくは同条第 3 項の規定の適用を受ける職員又は附則第13項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年島根県条例第 9 号)(以下この項において「改正後の育児休業条例」という。)第17条若しくは第18条の規定の適用を受ける職員のこの条例の公布の日の属する月の翌月(公布の日が月の初日であるときは、その月)に支給する給料の額(以下この項において「基準額」という。)は、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の育児休業条例の規定にかかわらず、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じた額に相当する額(その額が基準額以上となるときは、基準額)を減じた額とする。

(1) 平成28年 4 月 1 日からこの条例の公布の日の属する月の末日(公布の日が月の初日であるときは、その前日)まで引き続いて在職した期間(以下「在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び給料の額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 在職期間について改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の育児休業条例の規定による給料月額を基礎として算定した給料等の額の合計額

(平成32年 3 月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 9 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を
- 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場

除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職

合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族  
員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての

要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 級職

」

員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、

「なった日、行 9 級職員等から行 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親  
族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の  
規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等以外の職員と  
なった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものが  
ない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、

「死亡した日、行 9 級職員等以外の職員から行 9 級職員等となった職員に扶養  
親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合におい  
てその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは  
その職員が行 9 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3  
項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」

と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員につい  
て第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これら  
の」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」

とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で  
第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族  
たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当



の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 10 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 8 条第 1 項ただし書及び第 9 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 8 条第 3 項及び第 9 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行 8 級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級職員等から行 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族

たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級職員等から行 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級職員等以外の職員から行 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 11 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 8 条第 1 項ただし書並びに第 9 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 8 条第 3 項及び第 9 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「行 8 級職員等」とあるのは「行 8 级以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級職員等から行 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあ

るのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級職員等から行 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級職員等以外の職員から行 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行 8 級職員等が行 8 級職員等及び行 9 級職員等」とあるのは「行 8 級以上職員等が行 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「行 8 級職員等及び行 9 級職員等」とあるのは「行 8 級以上職員等」と、「が行 8 級職員等」とあるのは「が行 8 級以上職員等」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 12 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 13 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の表及び第18条の表中「900,728円」を「900,101円」に改める。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 51 号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号）

の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項中「100 分の 75」を「100 分の 80」に、「100 分の 40」を「100 分の 45」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

## 別表第 1 (第 4 条関係)

## 高等学校等教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,084	200,637	261,482	330,070	418,471
	2	157,593	202,346	263,996	332,283	420,282
	3	159,101	204,056	266,309	334,596	422,092
	4	160,610	205,766	268,622	336,708	423,801
	5	162,319	207,576	271,237	339,021	425,310
	6	164,230	209,286	273,650	341,234	426,819
	7	166,041	210,995	275,863	343,547	428,729
	8	167,851	212,604	278,076	345,860	430,640
	9	169,661	214,415	280,389	347,771	432,451
	10	171,773	216,326	282,702	349,883	434,261
	11	173,784	218,236	285,115	352,095	436,172
	12	175,796	220,147	287,328	354,207	437,982
	13	177,807	221,857	289,742	356,319	439,692
	14	180,020	223,868	291,854	358,330	441,602
	15	182,232	225,880	293,764	360,342	443,413
	16	184,445	227,891	295,776	362,353	445,323
	17	186,758	229,802	297,988	364,163	447,033
	18	189,373	232,517	300,503	366,074	448,843
	19	191,887	235,233	303,017	368,086	450,654
	20	194,401	237,948	305,732	370,097	452,464
	21	196,916	240,563	308,045	371,807	454,073
	22	198,625	243,379	310,660	373,718	455,783
	23	200,335	245,994	312,973	375,628	457,694
	24	202,045	248,709	315,689	377,539	459,403
	25	203,553	251,223	318,304	378,947	461,113
	26	205,263	253,738	320,617	380,758	462,722
	27	206,973	256,252	323,030	382,568	464,331
	28	208,582	258,565	325,243	384,479	465,840
	29	210,090	261,280	327,556	386,389	467,348
	30	211,800	263,694	329,567	388,300	468,656
	31	213,510	265,907	331,780	390,211	469,963
	32	215,219	268,119	333,992	392,223	471,271
	33	216,828	270,332	336,004	393,932	472,477
	34	218,639	272,544	338,116	395,642	473,181
	35	220,449	274,757	340,328	397,251	473,885
	36	222,259	276,768	342,440	399,061	474,589
	37	223,868	279,081	344,552	400,268	475,193

	38	225,679	281,093	346,664	401,777
	39	227,489	283,003	348,877	403,185
	40	229,299	285,015	350,989	404,593
	41	231,009	286,825	353,101	406,302
	42	232,718	289,239	355,213	407,710
	43	234,328	291,552	357,224	409,018
	44	235,937	294,066	359,336	410,526
	45	237,546	296,178	361,247	412,135
	46	238,954	298,692	363,258	413,443
	47	240,261	301,006	365,270	414,951
	48	241,468	303,721	367,281	416,560
	49	242,977	306,135	368,991	418,270
	50	244,485	308,548	370,801	419,678
	51	245,692	311,063	372,712	421,287
	52	247,201	313,376	374,723	422,796
	53	248,407	315,689	376,634	424,505
	54	249,614	317,901	378,444	426,014
	55	251,022	320,013	380,255	427,623
	56	252,128	322,226	381,964	429,232
	57	253,436	324,438	383,473	430,741
	58	254,542	326,550	385,082	432,249
	59	255,648	328,763	386,792	433,456
	60	256,855	330,774	388,501	434,663
	61	258,163	332,886	389,708	435,870
	62	259,470	334,998	391,116	437,177
	63	260,878	337,211	392,524	438,485
	64	262,085	339,423	393,832	439,692
	65	263,392	341,334	395,240	440,898
	66	264,901	343,547	396,446	442,105
	67	266,409	345,659	397,854	443,312
	68	268,119	347,871	399,262	444,519
	69	269,628	349,782	400,570	445,726
	70	271,036	351,693	401,877	446,933
	71	272,444	353,805	403,285	448,139
	72	273,852	355,816	404,593	449,346
	73	274,958	357,526	405,900	450,453
	74	276,366	359,437	407,308	451,056
再任用	75	277,774	361,247	408,716	451,559
教育職	76	278,981	363,158	410,023	452,062
員以外	77	280,389	365,069	411,230	452,565
の教育	78	281,596	366,778	412,437	
職員	79	282,802	368,488	413,744	
	80	284,009	370,097	415,152	

81	285,115	371,606	416,460
82	286,322	373,114	417,667
83	287,529	374,623	418,672
84	288,736	376,031	419,879
85	289,943	377,137	421,086
86	291,049	378,545	422,293
87	292,155	379,953	423,500
88	293,362	381,260	424,505
89	294,569	382,568	425,612
90	295,675	383,875	426,617
91	296,882	385,082	427,623
92	298,089	386,389	428,629
93	298,793	387,697	429,534
94	299,799	388,803	430,339
95	300,905	390,111	431,143
96	302,112	391,317	431,948
97	303,117	392,725	432,752
98	304,224	393,731	433,154
99	305,229	394,837	433,557
100	306,336	395,843	433,959
101	307,241	396,748	434,361
102	308,347	397,754	434,663
103	309,453	398,860	434,965
104	310,459	399,966	435,266
105	311,063	400,670	435,568
106	311,968	401,576	435,870
107	312,772	402,481	436,172
108	313,577	403,386	436,373
109	314,482	404,190	436,574
110	314,884	405,095	436,876
111	315,286	405,900	437,177
112	315,789	406,705	437,378
113	316,393	407,308	437,580
114	316,795	408,012	437,881
115	317,298	408,716	438,183
116	317,801	409,420	438,384
117	318,404	410,023	438,585
118	318,907	410,526	
119	319,309	410,929	
120	319,812	411,331	
121	320,315	411,733	
122	320,717	412,035	
123	321,220	412,337	
124	321,723	412,538	

125	322,326	412,739			
126	322,628	413,040			
127	322,930	413,342			
128	323,231	413,543			
129	323,433	413,744			
130	323,734	414,046			
131	324,036	414,348			
132	324,338	414,549			
133	324,539	414,750			
134	324,740	415,052			
135	324,941	415,354			
136	325,243	415,555			
137	325,545	415,756			
138	325,746	416,058			
139	326,047	416,359			
140	326,349	416,560			
141	326,550	416,762			
142	326,751	417,063			
143	327,053	417,365			
144	327,254	417,566			
145	327,556	417,767			
146	327,757				
147	328,059				
148	328,361				
149	328,562				
150	328,763				
151	329,065				
152	329,366				
153	329,567				
再任用 教育職 員	234,529	275,058	303,922	332,182	416,762

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が 3 級であるものの給料月額は、この表に定める額に 7,743 円をそれぞれ加算した額とする。



第 2 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）別表第 1 に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの（以下「行 9 級相当教育職員」という。）に対しては、支給しない。

第18条第 2 項中「みち」を「途」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある孫

第18条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの（以下「行 8 級相当教育職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき10,000円とする。

第19条第 1 項中「がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行 9 級相当教育職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級相当教育職員から行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに教育職員となった者に扶養親族がある場合又は教育職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 1 号中「場合」の次に「（行 9 級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第 2 号中「前条第 2 項

第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、「至った場合」の次に「及び行 9 級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「に扶養親族」の次に「（行 9 級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、行 9 級相当教育職員から行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった日、教育職員に扶養親族（行 9 級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、行 9 級相当教育職員以外の教育職員から行 9 級相当教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行 9 級相当教育職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行 9 級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている教育職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教育職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は教育職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている教育職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親

族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている教育職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教育職員の扶養親族（行 9 級相当教育職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 9 級相当教育職員が行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 8 級相当教育職員が行 8 級相当教育職員及び行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教育職員で行 9 級相当教育職員以外のものが行 9 級相当教育職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある教育職員で行 8 級相当教育職員及び行 9 級相当教育職員以外のものが行 8 級相当教育職員となった場合
- (7) 教育職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第 24 条第 5 項中「職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）別表第 1 に掲げる」を削る。

第 25 条第 2 項中「100 分の 80」を「100 分の 77.5」に、「100 分の 45」を「100 分の 42.5」に改める。

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 8 項から第 10 項までの規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（県立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 25 条第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定及び附則第 5 項から第 7 項までの規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定による改正後の給与条例第 25 条第 2 項の規定は平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

## (給与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて、平成 28 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## (適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 平成 28 年 4 月 1 日（以下この項及び次項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

## (平成 26 年改正条例附則の規定の適用を受ける教育職員の給料の額の特例)

- 5 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年島根県条例第 52 号。以下「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 項の規定の適用を受ける教育職員（同項に規定する特定教育職員に限る。）で、第 1 条の規定による改正後の給与条例附則第 12 項本文の規定により定められる給料月額と平成 26 年改正条例附則第 5 項の規定により定められる給料の額との合計額が、第 1 条の規定による改正前の給与条例附則第 12 項本文の規定により定められる給料月額と平成 26 年改正条例附則第 5 項の規定により定められる給料の額との合計額に達しないこととなるものの同項の規定による給料の額は、適用日から

この条例の施行の日の前日までの間、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、その差額に相当する額を加えた額とする。

6 平成26年改正条例附則第 7 項の規定の適用を受ける教育職員について、前項の規定の適用を受ける教育職員との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第 7 項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

7 平成26年改正条例附則第 8 項の規定の適用を受ける教育職員について、前 2 項の規定の適用を受ける教育職員との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第 8 項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

(平成32年 3 月31日までの間における扶養手当に関する特例)

8 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例第18条第 1 項ただし書及び第19条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条の規定による改正後の給与条例第18条第 3 項及び第 19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの（以下「行 8 級相当教育職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき8,000円（教育職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については10,000円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき6,500円（教育職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については9,000円）」と、同条第 1 項中「扶養親族（行 9 級相当教育職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級相当教育職員から行 9 級相当教育職員以外の教育職

員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教育職員となった者に扶養親族がある場合又は教育職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（行 9 級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行 9 級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者が

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った

ある場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母

者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する等がある教育職員が配偶者のない教育職員となった場合（前号に該当する場合等がある教育職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族を除く。）

く。）

族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第 2 項中「扶養親族  
」

（行 9 級相当教育職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級相当教育職員から行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とある

のは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級相当教育職員以外の教育職員から行 9 級相当教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行 9 級相当教育職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教育職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教育職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級相当教育職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 9 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例第18条第 1 項ただし書及び第19条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条の規定による改正後の給与条例第18条第 3 項及び第

19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの（以下「行 8 級相当教育職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（行 9 級相当教育職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級相当教育職員から行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行 9 級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 9 級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 級相当教育職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級相当教育職員から行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級相当教育職員以外の教育職員から行 9 級相当教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行 9 級相当教育職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級相当教育職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

10 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、第 2 条の規定による改



正後の給与条例第18条第1項ただし書並びに第19条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第3項及び第19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行8級相当教育職員」とあるのは「行8级以上相当教育職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員以外の教育職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当教育職員以外の教育職員から行9級相当教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に

限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行 8 級相当教育職員が行 8 級相当教育職員及び行 9 級相当教育職員」とあるのは「行 8 級以上相当教育職員が行 8 級以上相当教育職員」と、同項第 6 号中「行 8 級相当教育職員及び行 9 級相当教育職員」とあるのは「行 8 級以上相当教育職員」と、「が行 8 級相当教育職員」とあるのは「が行 8 級以上相当教育職員」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 11 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 52 号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「行政職給料表」の次に「（以下本則において「行政職給料表」という。）」を加える。

第 16 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるもの（以下「行 9 級相当教職員」という。）に対しては、支給しない。

第 16 条第 2 項中「みち」を「途」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 16 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるもの（以下「行 8 級相当教職員」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

第 17 条第 1 項中「がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行 9 級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級相当教職員から行 9 級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、

「（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 1 号中「場合」の次に「（行 9 級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、「至った場合」の次に「及び行 9 級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「に扶養親族」の次に「（行 9 級相当教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「、行 9 級相当教職員から行 9 級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級相当教職員以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（行 9 級相当教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、行 9 級相当教職員以外の教職員から行 9 級相当教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級相当教職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行 9 級相当教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている教職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受け

ている教職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（行 9 級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 9 級相当教職員が行 9 級相当教職員以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 8 級相当教職員が行 8 級相当教職員及び行 9 級相当教職員以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で行 9 級相当教職員以外のものが行 9 級相当教職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で行 8 級相当教職員及び行 9 級相当教職員以外のものが行 8 級相当教職員となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第 20 条第 2 項中「同条例別表第 1 に掲げる」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

## 別表第 1 (第 5 条関係)

## 中学校及び小学校教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,084	172,075	261,482	290,647	408,213
	2	157,593	174,187	263,996	293,262	409,722
	3	159,101	176,299	266,309	296,178	411,230
	4	160,610	178,511	268,622	298,692	412,739
	5	162,319	180,523	271,237	301,207	414,147
	6	164,230	182,735	273,650	303,620	415,555
	7	166,041	184,948	275,863	305,933	417,063
	8	167,851	187,160	278,076	308,347	418,672
	9	169,661	189,473	280,389	310,761	420,080
	10	171,773	192,289	282,702	313,376	421,488
	11	173,784	195,005	285,115	316,091	422,896
	12	175,796	197,720	287,328	319,008	424,204
	13	177,807	200,637	289,742	321,522	425,511
	14	180,020	202,346	291,854	323,533	426,919
	15	182,232	204,056	293,764	325,545	428,327
	16	184,445	205,766	295,776	327,858	429,735
	17	186,758	207,576	297,988	330,070	430,942
	18	189,373	209,286	300,503	332,283	432,249
	19	191,887	210,995	303,017	334,596	433,456
	20	194,401	212,604	305,732	336,708	434,764
	21	196,916	214,415	308,045	339,021	435,870
	22	198,625	216,326	310,660	341,234	437,077
	23	200,335	218,236	312,973	343,547	438,384
	24	202,045	220,147	315,689	345,860	439,692
	25	203,553	221,857	318,304	347,771	440,999
	26	205,162	223,868	320,617	349,581	442,206
	27	206,771	225,880	323,030	351,492	443,211
	28	208,280	227,891	325,243	353,402	444,318
	29	209,990	229,802	327,556	355,213	445,525
	30	211,699	232,517	329,567	357,023	446,329
	31	213,409	235,233	331,780	358,733	447,134
	32	215,119	237,948	333,992	360,644	448,039
	33	216,627	240,563	336,004	362,253	448,944
	34	218,337	243,379	338,116	363,962	449,447
	35	220,047	245,994	340,228	365,672	449,950
	36	221,756	248,709	342,239	367,482	450,453
	37	223,265	251,223	344,251	369,393	450,955

	38	224,975	253,738	346,161	370,902
	39	226,684	256,252	348,173	372,410
	40	228,394	258,565	350,084	374,019
	41	230,003	261,280	351,894	375,226
	42	231,713	263,694	353,704	376,634
	43	233,322	265,907	355,514	378,042
	44	234,931	268,119	357,224	379,551
	45	236,641	270,332	359,034	381,059
	46	238,149	272,544	360,744	382,668
	47	239,557	274,757	362,253	384,277
	48	240,965	276,768	363,862	385,786
	49	242,373	279,081	365,169	387,194
	50	243,781	281,093	366,678	388,703
	51	245,290	283,003	368,287	390,211
	52	246,497	285,015	369,896	391,619
	53	247,603	286,825	371,405	392,826
	54	249,011	289,239	372,913	394,133
	55	250,218	291,552	374,422	395,240
	56	251,425	294,066	375,930	396,346
	57	252,631	296,178	377,439	397,754
	58	253,838	298,692	378,847	398,961
	59	254,944	301,006	380,255	400,168
	60	256,151	303,721	381,562	401,475
	61	257,559	306,135	382,467	402,682
	62	258,766	308,548	383,674	403,687
	63	259,973	311,063	384,881	405,095
	64	260,878	313,376	385,987	406,403
	65	261,884	315,689	386,892	407,610
	66	263,292	317,901	388,099	408,716
	67	264,700	320,013	389,105	409,923
	68	266,208	322,226	390,211	411,029
	69	267,817	324,438	391,418	412,035
	70	269,326	326,550	392,424	413,242
	71	270,835	328,763	393,530	414,448
	72	272,242	330,774	394,737	415,655
	73	273,349	332,886	395,742	416,259
	74	274,556	334,998	396,849	417,063
	75	275,863	337,211	397,955	417,767
	76	277,070	339,423	399,061	418,270
再任用	77	278,478	341,234	399,966	418,572
教職員	78	279,584	343,144	400,872	418,974
以外の	79	280,791	345,055	401,877	419,376
教育職	80	281,998	346,865	402,883	419,779
員					

81	283,205	348,676	403,687	420,080
82	284,110	350,486	404,492	420,483
83	285,317	352,095	405,196	420,885
84	286,523	353,905	406,001	421,187
85	287,529	355,213	406,705	421,488
86	288,434	356,822	407,509	421,891
87	289,339	358,330	408,213	422,293
88	290,345	359,839	408,917	422,595
89	291,451	361,247	409,521	422,896
90	292,356	362,554	410,225	423,198
91	293,262	363,962	410,727	423,500
92	294,167	365,370	411,431	423,701
93	294,569	366,879	411,834	423,902
94	295,273	368,186	412,236	
95	295,977	369,494	412,538	
96	296,782	370,701	412,839	
97	297,586	371,706	413,141	
98	298,391	372,712	413,443	
99	299,195	373,718	413,744	
100	299,899	374,723	413,946	
101	300,804	375,628	414,147	
102	301,307	376,634	414,448	
103	301,810	377,640	414,750	
104	302,313	378,646	414,951	
105	302,514	379,450	415,152	
106	302,916	380,355	415,454	
107	303,218	381,260	415,756	
108	303,419	382,266	415,957	
109	303,620	383,071	416,158	
110	303,821	384,076	416,460	
111	304,123	385,082	416,762	
112	304,425	386,088	416,963	
113	304,626	386,691	417,164	
114	304,827	387,596	417,466	
115	305,028	388,501	417,767	
116	305,330	389,407	417,968	
117	305,632	390,211	418,170	
118	305,933	390,915		
119	306,235	391,720		
120	306,537	392,524		
121	306,637	393,128		
122	306,839	393,932		
123	307,140	394,636		
124	307,442	395,340		



	125	307,643	395,944			
	126		396,648			
	127		397,150			
	128		397,754			
	129		398,458			
	130		399,061			
	131		399,564			
	132		400,067			
	133		400,369			
	134		400,670			
	135		400,972			
	136		401,274			
	137		401,576			
	138		401,877			
	139		402,179			
	140		402,481			
	141		402,782			
	142		403,084			
	143		403,386			
	144		403,687			
	145		403,889			
	146		404,190			
	147		404,492			
	148		404,693			
	149		404,894			
	150		405,196			
	151		405,498			
	152		405,699			
	153		405,900			
	154		406,202			
	155		406,503			
	156		406,705			
	157		406,906			
再任用 教職員		225,679	271,840	298,994	325,444	406,705

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が 3 級であるものの給料月額、この表に定める額に 7,542 円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

## (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項、第 16 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条及び第 20 条第 2 項の改正規定並びに附則第 8 項から第 10 項までの規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第 5 条第 1 項、第 16 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条及び第 20 条第 2 項の改正規定を除く。次項及び附則第 5 項において同じ。）による改正後の給与条例の規定及び附則第 5 項から第 7 項までの規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

## (給与の内払)

3 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて、平成 28 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## (適用日前の異動者の号給の調整)

4 平成 28 年 4 月 1 日（以下この項及び次項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

## (平成 26 年改正条例附則の規定の適用を受ける教職員の給料の額の特例)

5 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年島根県条例第 53 号。以下「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 項の規定の適用を受ける教職員（同項に規定する特定教育職員に限る。）で、この条例による改正後の給与条例附則第 9 項本文の規定により定められる給料月額と平成 26 年改正条例附則第 5 項の規定により定められる給料の額との合計額が、この条例による改正前の給与条例附則第 9 項本文の規定により定められる給料月額と平成 26 年改正条例附則第 5 項の規定により定められる給料の額との合計額

に達しないこととなるものの同項の規定による給料の額は、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、その差額に相当する額を加えた額とする。

6 平成26年改正条例附則第 7 項の規定の適用を受ける教職員について、前項の規定の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められるときは、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第 7 項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

7 平成26年改正条例附則第 8 項の規定の適用を受ける教職員について、前 2 項の規定の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められるときは、教育委員会規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第 8 項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

(平成32年 3 月31日までの間における扶養手当に関する特例)

8 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間は、この条例による改正後の給与条例第16条第 1 項ただし書及び第17条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、この条例による改正後の給与条例第16条第 3 項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるもの（以下「行 8 級相当教職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき10,000円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき8,000円（教職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については10,000円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については9,000円）」と、同条第 1 項中「扶養親族（行 9 級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行

9 級相当教職員から行 9 級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（行 9 級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行 9 級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母

(2) 扶

等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは (3) 扶

(4) 扶

養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除

く。)

と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 級相当教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級相当教職員から行 9 級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定によ

る届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級相当教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級相当教職員以外の教職員から行 9 級相当教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級相当教職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

9 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、この条例による改正後

の給与条例第16条第1項ただし書及び第17条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、この条例による改正後の給与条例第16条第3項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、

「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当する教職員として教育委員会規則で定めるもの（以下「行8級相当教職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級相当教職員から行9級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当教職員から行9級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級相当教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、

「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当教職員以外の教職員から行9級相当教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行9級相当教職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

10 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、この条例による改正後の給与条例第16条第 1 項ただし書並びに第17条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、この条例による改正後の給与条例第16条第 3 項及び第17条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「行 8 級相当教職員」とあるのは「行 8 级以上相当教職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（行 9 級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級相当教職員から行 9 級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行 9 級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 9 級相当教職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 級相当教職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級相当教職員から行 9 級相当教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級相当教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級相当教職員以外の教職員から行 9 級相当教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が行 9 級相当教職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級相当教職員にあっては、扶養親族た

る子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行 8 級相当教職員が行 8 級相当教職員及び行 9 級相当教職員」とあるのは「行 8 級以上相当教職員が行 8 級以上相当教職員」と、同項第 6 号中「行 8 級相当教職員及び行 9 級相当教職員」とあるのは「行 8 級以上相当教職員」と、「が行 8 級相当教職員」とあるのは「が行 8 級以上相当教職員」とする。

(教育委員会規則への委任)

- 11 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。



特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 53 号

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第 2 条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の規定は、平成28年12月 1 日から適用する。

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県条例第 54 号

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員の給与に関する条例第 8 条第 1 項ただし書に規定する行 9 級職員等に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第 6 条第 2 項中「みち」を「途」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(平成32年 3 月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、この条例による改正後の島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、同条例第17条の 2 中「職員の給与に関する条例」とあるのは「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第50号）附則第 9 項から第11項まで」と、「及び職員の退職手当に関する条例」とあるのは「並びに職員の退職手当に関する条例」とする。

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 55 号

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）第 8 条第 1 項ただし書に規定する行 9 級職員等に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第 7 条第 2 項中「みち」を「途」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある孫  
第22条中「（昭和26年島根県条例第 1 号）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（平成32年 3 月31日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、この条例による改正後の島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第 7 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、同条例第22条中「職員の給与に関する条例」とあるのは「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第50号）附則第 9 項から第11項まで」と、「及び職員の退職手当に関する条例」とあるのは「並びに職員の退職手当に関する条例」とする。

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 56 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成 14 年島根県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。